

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県北振興局	管理部 会計課	H23.4.1	燃料類(ガソリン・軽油・A重油)の単価契約	ガソリン 142円 軽油122円 A重油86.5円 配達料5円	佐世保市干尽町3-3 長崎県石油協同組合 佐世保支部 支部長 坂倉 雅敏	<p>県北振興局の所管は、北部は松浦市、南部は西海市の広範囲である。</p> <p>そのため、業務を遂行するにあたり、公用車のガソリン・軽油の給油体制もこれに対応するものでなければならない。</p> <p>また、A重油については、佐世保市には米軍基地があるため、供給が不足しており、安定した供給が求められる。</p> <p>石油協同組合と契約することで、ガソリン・軽油の給油機会が増え、安定したA重油の供給を受けることができ、また加盟店も広範囲になるため、業務に支障をきたす危険性が低下する。</p>	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
2	県北振興局	管理部 会計課	H23.4.1	青写真焼付等の単価契約	青写真焼付(A0)140円 青写真焼付(A1)70円 青写真焼付(A2)40円 青写真焼付(A3)30円 青写真焼付(2A0) 280円 青写真焼付(A0A1) 235円 青写真焼付(A0A2) 188円 青写真焼付(A0A3) 164円 PPCコピー(A0) 500円 PPCコピー(A1) 350円 PPCコピー(A2) 200円 PPCコピー(A0A1) 750円 PPCコピー(A0A2) 650円 PPCコピー縮小 (A1 A3)150円 第2原図トレベ(A0) 700円 第2原図トレベ(A1) 500円 製本(折り)10円	佐世保市比良町5番2号 株式会社 エコー 代表取締役 永石 浩一郎	<p>青写真焼付等に関しては、業務上、迅速な納品が必須である。</p> <p>佐世保市内の青写真・コピー取扱いの登録業者は、現在3者であるが、そのうちの1者については、青写真・コピーの取扱いを中止しており、もう1者については、青写真を取り扱っていない状況である。よって青写真については1者随意契約とするものである。</p>	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
3	県北振興局	農林部 森林土木課	H24.2.8	鏡川地区自然災害防止 工事設計業務委託	3,066,000	日鉄鉦コンサルタント(株)長崎 支店支店長 野口 俊一	指名競争入札により、入札を行ったが、落札者がい なかったため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第8号
4	県北振興局	建設部 管理第二課	H23.4.1	小値賀漁港及び斑漁港 海岸環境整備施設管理 業務委託	1,212,500	北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376-1 小値賀町長 西 浩三	当該業務は、小値賀漁港及び斑漁港の環境整備施 設の適正な維持管理を行うものである。 ・ 漁港環境整備施設は、漁港漁場整備法第3条第2 項に規定する漁港施設である。 ・ 漁港区域内の海岸環境整備施設は、海岸法第5 条第3項の規定により漁港管理者が管理すること になっており、漁港施設と一体的に管理を行う必要が ある。 ・ 小値賀町は、長崎県の事務処理の特例に関する 条例に基づき、漁港施設の軽微 な維持補修、港内の清掃及び使用許可等事務を 行っている。 以上の理由により、小値賀町と随意契約を行うもの である。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
5	県北振興局	建設部 管理第二課	H23.4.1	彼杵港港湾環境施設管 理業務委託	1,940,000	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1850-6 東彼杵町長 渡邊 悟	当業務は、彼杵港緑地の適正な維持管理を行うも のである。彼杵港緑地は港湾法第2条第5号に規定 する港湾施設であり、緑地の周辺を岸壁や護岸、野 積み場等の港湾施設が隣接していることから、緑地 と一体的な管理を行うことで管理者間の協議なども 必要なくなることから、時間的経済的により有利に管 理義務を遂行できる。東彼杵町は[長崎県の事務 処理の特例に関する条例]に基づき、港湾施設の軽 微な維持補修、港湾内の清掃及び許可事務等を行 っていることから、監視の頻度が多く、周囲の異変 (不法投棄等)への察知が早く、危険を未然に防ぐこ とができる。毎年管理が変わることでは、利用者へ の周知が十分に図ることができず、混乱を招く恐れ がある。また管理瑕疵が発生した場合、責任の所在 の特定が曖昧となることが予想される。平成22年度 においても定期的見回りにより、備品盗難等の被害 は発生したものの最小限に食い止められている。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	県北振興局	建設部 用地第一課	H23.4.1	平成23年度用地取得 事務委託	10,488,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 村井 禎美	県が定める「土木部公共用地事務委託取扱要領」により指定された機関であり、用地取得業務に係る専門的知識を有し遂行できる組織人員体制が整っている。よって、契約の相手方が特定される。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
7	県北振興局	建設部 用地第二課	H23.4.1	平成23年度用地取得 事務委託	11,644,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 村井 禎美	県が定める「土木部公共用地事務委託取扱要領」により指定された機関であり、用地取得業務に係る専門的知識を有し遂行できる組織人員体制が整っている。よって、契約の相手方が特定される。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
8	県北振興局	建設部 用地第二課	H23.4.1	平成23年度用地取得 事務委託	3,345,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 村井 禎美	県が定める「土木部公共用地事務委託取扱要領」により指定された機関であり、用地取得業務に係る専門的知識を有し遂行できる組織人員体制が整っている。よって、契約の相手方が特定される。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
9	県北振興局	建設部 用地第二課	H23.4.1	一般国道204号交通安 全施設等整備工事用 地取得事務委託	4,285,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 村井 禎美	県が定める「土木部公共用地事務委託取扱要領」により指定された機関であり、用地取得業務に係る専門的知識を有し遂行できる組織人員体制が整っている。よって、契約の相手方が特定される。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
10	県北振興局	建設部 用地第二課	H23.9.20	不動産鑑定評価委託	1,459,500	佐世保市島瀬町3-27-70 1 佐世保不動産鑑定事務所 松尾 和江	当業務は、道路事業予定地の不動産鑑定を依頼するものである。 不動産鑑定評価を行うことができる者は、「不動産鑑定評価に関する法律」第2条第3項に規定する不動産鑑定業者に限定され、その報酬額は「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」(昭和54年7月27日土木部長通知)により定められている。 また、公共事業の用地取得価格は、国の公示価格や県の調査価格とも整合させる必要があるため、公示価格や調査価格の鑑定実績があり、さらに鑑定地周辺の土地鑑定に実績のある鑑定士あるいは事情に詳しい鑑定士に鑑定させることが、より信頼性の高い鑑定評価額を得ることができる。以上により、当業務はその性質及び目的が競争入札に適さず、当該鑑定業者(鑑定士)が本要件に合致し、相手方として特定される。	第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	県北振興局	建設部 道路維持第一課 道路維持第二課 道路建設第二課 港湾漁港第一課 (港湾)	H23.5.25	県北振興局建設部 積算技術業務委託	27,688,500	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 中村 正	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏洩防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
12	県北振興局	建設部 道路建設第一課	H23.4.1	22線国改1-18号 国)202号道路改良工事 (監督補助業務委託)	3,843,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
13	県北振興局	建設部 道路建設第一課	H23.4.1	22線国改2-35号 国)206号道路改良工事 (監督補助業務委託)	15,372,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
14	県北振興局	建設部 道路建設第一課	H23.6.1	23総国橋1-1号 一般国道202号橋梁整 備工事 (監督補助業務委託)	10,920,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	県北振興局	建設部 道路建設第二課	H23.4.1	22線起単改第409-5号 主)佐世保吉井松浦線道路改良工事 (監督補助業務委託)	15,372,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
16	県北振興局	建設部 道路建設第二課	H23.4.1	22線起単改第2504-4号 国)383号人にやさしい道づくり工事 (監督補助業務委託)	15,372,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
17	県北振興局	建設部 道路建設第二課 (都市計画班)	H23.4.1	22線地街改第2-24号 平瀬町千尽町線道路街路改良工事 (監督補助業務委託)	15,372,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
18	県北振興局	建設部 道路建設第二課 (都市計画班)	H23.4.1	22線地街改第5-13号 棚方崎真申線道路街路改良工事 (監督補助業務委託)	15,372,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	県北振興局	建設部 道路建設第二課 (都市計画班)	H23.4.1	22地街改5-11号 棚方崎真申線街路改良 工事(仮橋工)	2,604,000	佐世保市吉井町橋川内156番 地 ㈱県北總建 代表取締役 野見山 英生	棚方崎真申線の海域埋立部の乗り入れのための進入路として仮橋を設置しているが、工事完了後も、道路本体の造成工事等の唯一の進入路として利用するため、引き続き仮橋を存置しなければならない。土木工事標準積算基準書(参考資料)長崎県土木部、第 編第5章 - 2 - 4 により、前回工事において設置した仮設物(指定工法、任意工法)を継続して使用することを契約条件とした場合の取扱いとして、存置した仮設物(撤去も含む)については、原則として、仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うものと定められているため、今回随意契約を行うものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
20	県北振興局	建設部 道路建設二課 (都市計画班)	H23.8.23	23臨街改第2 - 5号 平瀬町干尽町線街路改良 工事(駅周辺地区電力 系引込管路)	7,766,166	長崎市城山町3-19 九州電力株式会社お客さま 本部 長崎お客さまセンター長 東 誠二	本工事は新電線地中化計画により電線共同溝を整備している区間であり、既設電柱への電線管路のうち指定区域部を施工するものである。 引込管路は電線共同溝と位置づけられており、道路管理者自らが施工することとなっているが、保安上の観点、引込設備との接続の観点、施工管理及び路面の掘り返しを極力減らす観点から電線管理者等による施工が適当と判断される場合は、電線管理者等に引込管路の建設に係る工事を委託することとなっている。 このため平成13年に長崎県土木部道路維持課は九州電力株式会社長崎支店と基本協定を結んでおり、これに基づき本工事も電線管理者に工事費を算定させ、施工を委託するものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
21	県北振興局	建設部 道路建設二課 (都市計画班)	H23.9.1	23臨街改第2 - 7号 平瀬町干尽町線街路改良 工事(塩浜 - 平瀬地区 電力系引込管路)	3,957,353	長崎市城山町3-19 九州電力株式会社お客さま 本部 長崎お客さまセンター長 東 誠二	本工事は新電線地中化計画により電線共同溝を整備している区間であり、既設電柱への電線管路のうち指定区域部を施工するものである。 引込管路は電線共同溝と位置づけられており、道路管理者自らが施工することとなっているが、保安上の観点、引込設備との接続の観点、施工管理及び路面の掘り返しを極力減らす観点から電線管理者等による施工が適当と判断される場合は、電線管理者等に引込管路の建設に係る工事を委託することとなっている。 このため平成13年に長崎県土木部道路維持課は九州電力株式会社長崎支店と基本協定を結んでおり、これに基づき本工事も電線管理者に工事費を算定させ、施工を委託するものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22	県北振興局	建設部 道路建設二課 (都市計画班)	H23.9.27	23臨街改第2-10号 平瀬町干尽町線街路改良 工事(駅周辺地区通信 系引込管路)	11,732,700	福岡県福岡市博多区東比恵 2-3-7 エヌ・ティ・ティ・インフラネット 株式会社九州支店 支店長 山本隆宣	本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝を 整備している区間であり、西日本電信電話株式会 社が保有していた構造物に近接した位置での工事 である。 平成19年に長崎県知事、西日本電信電話株式会 社長崎支店長及びエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式 会社九州支店長は『電線共同溝整備工事の施工に 伴う既設設備の有償譲渡及び当該設備の活用に関 する協定』を締結している。 県北振興局としては協定に基づき、西日本電信電 話株式会社の既設ケーブルの保安上、エヌ・ティ・ ティインフラネット株式会社による施工が適切と判断 されるため、電線共同溝工事等に関する発注と管理 をエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社へ委託し、 その関連費用について支払うこととする。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
23	県北振興局	建設部 道路建設二課 (都市計画班)	H23.12.27	23臨街改第2-10号 平瀬町干尽町線街路改良 工事(駅周辺地区通信 系引込管路)	3,131,100	福岡県福岡市博多区東比恵 2-3-7 エヌ・ティ・ティ・インフラネット 株式会社九州支店 支店長 山本隆宣	本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝を 整備している区間であり、西日本電信電話株式会 社が保有していた構造物に近接した位置での工事 である。 平成19年に長崎県知事、西日本電信電話株式会 社長崎支店長及びエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式 会社九州支店長は『電線共同溝整備工事の施工に 伴う既設設備の有償譲渡及び当該設備の活用に関 する協定』を締結している。 県北振興局としては協定に基づき、西日本電信電 話株式会社の既設ケーブルの保安上、エヌ・ティ・ ティインフラネット株式会社による施工が適切と判断 されるため、電線共同溝工事等に関する発注と管理 をエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社へ委託し、 その関連費用について支払うこととする。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
24	県北振興局	建設部 道路建設二課 (都市計画班)	H24.1.5	23地街改第2-21号 平瀬町干尽町線街路改良 工事(駅周辺地区電力 系引込管路その2)	5,620,114	長崎市城山町3-19 九州電力株式会社お客さま 本部 長崎お客さまセンター長 東 誠二	本工事は新電線地中化計画により電線共同溝を 整備している区間であり、既設電柱への電線管路の うち指定区域部を施工するものである。 引込管路は電線共同溝と位置づけられており、道 路管理者自らが施工することとなっているが、保安 上の観点、引込設備との接続の観点、施工管理及 び路面の掘り返しを極力減らす観点から電線管理 者等による施工が適当と判断される場合は、電線管 理者等に引込管路の建設に係る工事を委託できる こととなっている。 このため平成13年に長崎県土木部道路維持課は 九州電力株式会社長崎支店と基本協定を結んでお り、これに基づき本工事も電線管理者に工事費を算 定させ、施工を委託するものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25	県北振興局	建設部 道路建設第二課 (都市計画班)	H24.3.30	23地街改第5-14号 棚方崎真申線街路改良 工事(仮橋撤去工)	2,625,000	佐世保市吉井町橋川内156 株)県北總建 代表取締役 野見山 英生	棚方崎真申線の海域埋立部の乗り入れのための 進入路として仮橋を設置したが、工事完了後も、道 路本体の造成工事等の唯一の進入路として利用す る必要があるため、引き続き仮橋を存置している。 「土木工事標準基準書(参考資料)長崎県土木部、 第 編第5章 -2-4により、前回工事において設置 した仮設物(指定工法、任意工法)を継続して使用す ることを契約条件とした場合の取扱いとして、存置し た仮設物(撤去を含む)については、原則として、仮 設物を設置した請負業者との随意契約により行うも のと定められているため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
26	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H23.4.5	23単起交整第407-2 号 県横断暗渠排水切替に 伴う長坂相浦線側溝整 備工事の負担金	5,688,900	佐世保市八幡町1-10 佐世保市長 朝長 則男	主要地方道佐世保日野松浦線の道路横断暗渠排 水管の廃止に伴い、隣接する市道長坂相浦線の側 溝へ切替が発生するため、市道流末の切替工事と して側溝整備を実施するものである。 よって、市道管理者である佐世保市長 朝長則男と 工事協定を行い随意契約するものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
27	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H23.4.11	22線単起交整 第413-15号 主)崎戸大島線外2線 交通安全施設等整備工 事 (監督補助業務委託)	15,372,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提 出された承諾願い等について、設計図書等と照合を 行い、その結果を監督職員に正確に報告するもので あり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員 による判断や工事成績の評定に大きな影響を与え る業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情 報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要 である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接 的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財 団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
28	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H23.6.2	23県道維第401-6号 一般国道202号道路維持 補修委託 (指方バイパス交通管 理)	2,843,400	長崎市元船町17-1 長崎県道路公社 理事長 村井禎美	一般国道202号の自動車専用道路のうち、無料区間 3.2kmの道路管理を行うものである。当区間は高度 な管理が必要である西海パールラインの佐世保市 側に位置しており、交通安全等の確保のため、当区 間も西海パールラインと同等の管理が必要である。 ・指方バイパスの道路情報板及び指方トンネルの警 報板、非常電話受付が西海パールライン道路管理 事務所ですべて的に管理操作されている。 ・長崎県道路公社が西海パールラインの有料区間を 管理操作している。 よって西海パールラインを管理する長崎県道路公社 と契約するものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
29	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H23.12.14	23戦国防災第2-11号 一般国道202号道路災害 防除工事 (地すべり調査設計委 託)	14,700,000	佐世保市宮田町1-6 藤永地建設㈱ 代表取締役 藤永雅之	本路線は緊急輸送路として重要な路線で、迂回路として有料道路しかない交通の要所である。当箇所は11/23に路面の異常(沈下等)を確認し、地すべりの変状についての早急な調査観測体制を整え、通行車両の安全性の確認を行うとともに、早急に対策を行う必要があるため、随意契約による当設計書の起工を行うものである。なお、大規模災害発生時における支援活動に関する協定書第4条の規定による緊急作業出動要請を行い、緊急施工に対応ができ、かつ経験豊富で企業力がある業者として、協会より推薦していただいた藤永地建㈱と随意契約を行うものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第5号
30	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H23.12.15	23戦国防災第2-12号 一般国道202号道路災害 防除工事 (抑制工1)	6,247,500	佐世保市横尾町408 西海地研㈱ 代表取締役 三宅良孝	本路線は緊急輸送路として重要な路線で、迂回路として有料道路しかない交通の要所である。当箇所は11/23に路面の異常(沈下等)を確認し、地すべりの変状に対し早急に対策を行う必要があるため、随意契約による当設計書の起工を行うものである。なお、大規模災害発生時における支援活動に関する協定書第4条の規定による緊急作業出動要請を行い、緊急施工に対応ができ、かつ経験豊富で企業力がある業者として、協会より推薦していただいた西海地研㈱と随意契約を行うものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第5号
31	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H23.12.15	23戦国防災第2-13号 一般国道202号道路災害 防除工事 (抑制工2)	6,720,000	佐世保市日宇町2690 大栄開発㈱ 代表取締役 野々下和義	本路線は緊急輸送路として重要な路線で、迂回路として有料道路しかない交通の要所である。当箇所は11/23に路面の異常(沈下等)を確認し、地すべりの変状に対し早急に対策を行う必要があるため、随意契約による当設計書の起工を行うものである。なお、大規模災害発生時における支援活動に関する協定書第4条の規定による緊急作業出動要請を行い、緊急施工に対応ができ、かつ経験豊富で企業力がある業者として、協会より推薦していただいた大栄開発㈱と随意契約を行うものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第5号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
32	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H23.12.19	23戦国防災第2-14号 一般国道202号道路災害 防除工事 (迂回路)	9,450,000	佐世保市天満町4-25 ㈱山口組 代表取締役 井手正治	当箇所は佐世保から長崎方面を結ぶ一般国道202号で、交通量も19,000台/日と非常に多く、主要幹線道路として重要な役割を担う路線である。平成23年11月23日、豪雨による道路の路面沈下が発生し、道路全体に影響し危険な状態となり、歩行者や通行車両の埋没の可能性があるため緊急に迂回路を整備し、安全の確認及び交通の安全確保を図る必要がある。よって自社プラントを有し、当地区の舗装における緊急対応業者である㈱山口組と1者随意契約を行う。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第5号
33	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H23.12.26	23戦国防災第2-15号 一般国道202号道路災害 防除工事 (抑止工1)	30,450,000	佐世保市矢峰町1053 ㈱親和テクノ 代表取締役 永尾一彦	当箇所は佐世保から長崎方面を結ぶ一般国道202号で、交通量も19,000台/日と非常に多く、主要幹線道路として重要な役割を担う路線である。平成23年11月23日、豪雨による道路の路面沈下が発生し、道路全体に影響し危険な状態となり、歩行者や通行車両の埋没の可能性があるため、緊急に路面沈下を防止するための抑止杭を行い、安全の確認及び交通の安全確保を図る必要がある。よって、大規模災害発生時における支援活動に関する協定書第4条の規定による緊急作業出動要請を行い、緊急施工に対応でき、かつ経験豊富で企業力がある業者として協会より推薦していただいた、㈱親和テクノと随意契約を行うものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第5号
34	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H23.12.26	23戦国防災第2-16号 一般国道202号道路災害 防除工事 (抑止工2)	30,345,000	佐世保市江迎町埋立2-14 ㈱アサヒコンサル 代表取締役 古江正敏	当箇所は佐世保から長崎方面を結ぶ一般国道202号で、交通量も19,000台/日と非常に多く、主要幹線道路として重要な役割を担う路線である。平成23年11月23日、豪雨による道路の路面沈下が発生し、道路全体に影響し危険な状態となり、歩行者や通行車両の埋没の可能性があるため、緊急に路面沈下を防止するための抑止杭を行い、安全の確認及び交通の安全確保を図る必要がある。よって、大規模災害発生時における支援活動に関する協定書第4条の規定による緊急作業出動要請を行い、緊急施工に対応でき、かつ経験豊富で企業力がある業者として協会より推薦していただいた、㈱アサヒコンサルと随意契約を行うものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第5号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
35	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H24.1.12	22線総県橋補第1-4号 大村線早岐・ハウステン ボス間0k716m宮崎跨線 橋足場架設工事に伴う 負担金	1,734,701	長崎県尾上町1-89 九州旅客鉄道㈱ 長崎支社長 江越善一郎	当業務は、長崎県県北振興局が実施する宮崎跨線橋補修設計事業に伴う現地調査のため、足場仮設設置及び電車配電線防護を行う業務である。業務実施において、宮崎跨線橋は鉄道上空に一しているため、供用中の鉄道の安全を確実に確保することが必要であり、鉄道管理者との密接な調整も必要である。 このため、鉄道管理者である九州旅客鉄道株式会社長崎支社を契約の相手方として特定する。	地方自治法施行令 第167条の2 第2項
36	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H23.4.1	23県道維第401-2号 一般県道小値賀循環線 外2線道路維持管理委 託	3,529,050	北松浦郡小値賀町 笛吹郷2376-1 小値賀町長 山田 憲道	当委託は北松浦郡小値賀町(離島)にある県道の3路線の道路維持管理委託をするものであり、委託箇所が離島であるが道路の重要性及び安全性を考えると、休日も含め常時県道を管理しておく必要があることから小値賀島に常時在任していることが条件となる。加えてこの業務は道路管理者としての行政的判断を瞬時に行う必要があり、状況によっては人的被害など重大な影響を及ぼすことが懸念される。以上の結果、小値賀町に常に在島しており、島で唯一の道路管理の経験を持つ行政機関である当機関が契約の相手として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
37	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H23.4.1	22総国交整第8-7号 一般国道204号 交通安全施設等整備工 事 (仮設維持管理)	2,541,000	松浦市志佐町里免314-6 久建設 株式会社 代表取締役 久田弘文	一般国道204号の平尾橋架け替えを行うため、迂回路として仮橋を設置しているが、工事完了後も前工事において設置した仮設物を連続して使用する必要がある。「土木工事標準積算基準書(参考資料)長崎県土木部」第ii編題5章 -2-4により、前工事において仮設物(指定工法、任意工法)を連続して使用することを契約条件とした場合の取扱いとして、存置した仮設物の積算(撤去も含む)については、原則として仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うものと定められているため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
38	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H23.4.1	22総国交整第11-6号 一般国道383号 交通安全施設等整備工 事 (仮設維持管理)	3,990,000	平戸市下中津良町395 株式会社 久田組 代表取締役 久田 一	一般国道383号の若宮橋架け替えを行うため、迂回路として仮橋を設置しているが、工事完了後も前工事において設置した仮設物を連続して使用する必要がある。「土木工事標準積算基準書(参考資料)長崎県土木部」第ii編題5章 -2-4により、前工事において仮設物(指定工法、任意工法)を連続して使用することを契約条件とした場合の取扱いとして、存置した仮設物の積算(撤去も含む)については、原則として仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うものと定められているため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
39	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H23.4.1	23単起防災第418-1号 主)佐々鹿町江迎線道路 災害防除工事 (監督補助業務委託)	13,104,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
40	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H23.10.14	主要地方道平戸生月線 外2線 道路災害防除工事 (監督補助業務委託)	6,552,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
41	県北振興局	建設部 道路維持第二課 道路建設第二課	H23.11.10	県北振興局建設部 積算技術業務委託 (その2)	26,145,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏洩防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
42	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H24.1.13	23戦県電共第1-2号 一般県道田ノ浦平戸港 線電線共同溝整備工事 (電力系引込管路)	24,754,506	長崎市城山町3-19 九州電力株式会社お客さま本部 長崎お客さまセンター長 東 誠二	本工事は新電線地中化計画により電線共同溝を整備している区間であり、既設電柱への電線管路のうち指定区域部を施工するものである。 引込管路は電線共同溝と位置づけられており、道路管理者自らが施工することとなっているが、保安上の観点、引込設備との接続の観点、施工管理及び路面の掘り返しを極力減らす観点から電線管理者等による施工が適当と判断される場合は、電線管理者等に引込管路の建設に係る工事を委託できることとなっている。 このため平成13年に長崎県土木部道路維持課は九州電力株式会社長崎支店と基本協定を結んでおり、これに基づき本工事も電線管理者に工事費を算定させ、施工を委託するものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
43	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H24.1.31	23戦県電共第1-3号 一般県道田ノ浦平戸港 線電線共同溝整備工事 (通信系本線管路)	47,927,250	福岡県福岡市博多区東比恵 2-3-7 エヌ・ティ・ティ・インフラネット 株式会社九州支店 支店長 山本隆宣	<p>本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝を整備している区間であり、西日本電信電話株式会社が保有していた構造物に近接した位置での工事である。</p> <p>平成19年に長崎県知事、西日本電信電話株式会社長崎支店長及びエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社九州支店長は『電線共同溝整備工事に伴う既設設備の有償譲渡及び当該設備の活用に関する協定』を締結している。</p> <p>県北振興局としては協定に基づき、西日本電信電話株式会社の既設ケーブルの保安上、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社による施工が適切と判断されるため、電線共同溝工事等に関する発注と管理をエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社へ委託し、その関連費用について支払うこととする。</p>	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
44	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H24.1.31	23戦県電共第1-4号 一般県道田ノ浦平戸港 線電線共同溝整備工事 (通信系連系・引込管路)	9,279,900	福岡県福岡市博多区東比恵 2-3-7 エヌ・ティ・ティ・インフラネット 株式会社九州支店 支店長 山本隆宣	<p>本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝を整備している区間であり、西日本電信電話株式会社が保有していた構造物に近接した位置での工事である。</p> <p>平成19年に長崎県知事、西日本電信電話株式会社長崎支店長及びエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社九州支店長は『電線共同溝整備工事に伴う既設設備の有償譲渡及び当該設備の活用に関する協定』を締結している。</p> <p>県北振興局としては協定に基づき、西日本電信電話株式会社の既設ケーブルの保安上、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社による施工が適切と判断されるため、電線共同溝工事等に関する発注と管理をエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社へ委託し、その関連費用について支払うこととする。</p>	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
45	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H24.3.30	23戦国交整第5-10号 一般国道204号交通安全 施設等整備工事(仮橋 撤去工)	6,405,000	松浦市志佐町里免314-6 久建設 株式会社 代表取締役 久田弘文	<p>一般国道204号の平尾橋架け替えを行うため、迂回路として仮橋を設置しているが、工事完了後も前工事において設置した仮設物を連続して使用する必要がある。『土木工事標準積算基準書(参考資料)長崎県土木部』第II編題5章 -2-4により、前工事において仮設物(指定工法、任意工法)を継続して使用することを契約条件とした場合の取扱いとして、存置した仮設物の積算(撤去も含む)については、原則として仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うものと定められているため。</p>	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
46	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H24.3.30	23戦国交整第8-5号 一般国道383号交通安全 施設等整備工事(仮橋 撤去工)	8,610,000	平戸市中下津良町395 株式会社 久田組 代表取締役 久田 一	一般国道383号の若宮橋架け替えを行うため、迂回路として仮橋を設置しているが、工事完了後も前工事において設置した仮設物を連続して使用する必要がある。「土木工事標準積算基準書(参考資料)長崎県土木部」第II編題5章 -2-4により、前工事において仮設物(指定工法、任意工法)を継続して使用することを契約条件とした場合の取扱いとして、存置した仮設物の積算(撤去も含む)については、原則として仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うものと定められているため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
47	県北振興局	建設部 砂防防災課	H23.4.1	22繰県北急傾第11-3号 川後(2)地区急傾斜地 崩壊対策工事 (監督補助業務委託)	9,828,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
48	県北振興局	建設部 砂防防災課	H23.5.2	23県北地对第7-4号 腰差地区地すべり対策 工事他4地区 (監 督補助業務委託)	12,012,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
49	県北振興局	建設部 砂防防災課	H23.6.23	23県北急調第2号 大和(7)地区急傾斜地 調査(分筆登記業務委託)	1,166,105	長崎市五島町8番7号 社団法人長崎県公共嘱託 登記士地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	当該業務は、当地区急傾斜地の事業完了に伴う分筆登記を行うものであり、その際、必要な書面等の作成を行うものである。 業務内容は、土地の測量及び図面の作成や隣接地との境界の確認等、関係人との調整や専門性が求められる。 また、(社)長崎県公共嘱託登記士地家屋調査士協会とは、土木部用地課において単価契約を締結しており、履行能力が確保され、かつ、迅速な対応が可能であり、業務内容に熟練したものが行うことが望ましい。 なお、(社)長崎県公共嘱託登記士地家屋調査士協会は、官公署等による不動産の調査や登記等を適切に実施することを目的に設立されたものである。 以上の理由により、契約の相手方が特定されるものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
50	県北振興局	建設部 砂防防災課	H23.6.23	23県北急自第7号 高梨(2)地区急傾斜地 自然災害防止工事(分筆 登記業務委託)	1,594,428	長崎市五島町8番7号 社団法人長崎県公共嘱託 登記土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	当該業務は、当地区急傾斜地の事業完了に伴う分筆登記を行うものであり、その際、必要な書面等の作成を行うものである。 業務内容は、土地の測量及び図面の作成や隣接地との境界の確認等、関係人との調整や専門性が求められる。 また、(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会とは、土木部用地課において単価契約を締結しており、履行能力が確保され、かつ、迅速な対応が可能であり、業務内容に熟練したものが行うことが望ましい。 なお、(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等による不動産の調査や登記等を適切に実施することを目的に設立されたものである。 以上の理由により、契約の相手方が特定されるものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
51	県北振興局	建設部 砂防防災課	H23.7.1	23県北急傾第10-1号 新田(5)地区急傾斜地 崩壊対策工事(分筆登記 業務委託)	2,555,190	長崎市五島町8番7号 社団法人長崎県公共嘱託 登記土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	当該業務は、当地区急傾斜地の事業完了に伴う分筆登記を行うものであり、その際、必要な書面等の作成を行うものである。 業務内容は、土地の測量及び図面の作成や隣接地との境界の確認等、関係人との調整や専門性が求められる。 また、(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会とは、土木部用地課において単価契約を締結しており、履行能力が確保され、かつ、迅速な対応が可能であり、業務内容に熟練したものが行うことが望ましい。 なお、(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等による不動産の調査や登記等を適切に実施することを目的に設立されたものである。 以上の理由により、契約の相手方が特定されるものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
52	県北振興局	建設部 砂防防災課	H23.7.6	23県北急傾第11-1号 川後(2)地区急傾斜地 崩壊対策工事(分筆登記 業務委託)	1,056,629	長崎市五島町8番7号 社団法人長崎県公共嘱託 登記土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	当該業務は、当地区急傾斜地の事業完了に伴う分筆登記を行うものであり、その際、必要な書面等の作成を行うものである。 業務内容は、土地の測量及び図面の作成や隣接地との境界の確認等、関係人との調整や専門性が求められる。 また、(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会とは、土木部用地課において単価契約を締結しており、履行能力が確保され、かつ、迅速な対応が可能であり、業務内容に熟練したものが行うことが望ましい。 なお、(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等による不動産の調査や登記等を適切に実施することを目的に設立されたものである。 以上の理由により、契約の相手方が特定されるものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
53	県北振興局	建設部 砂防防災課	H23.7.22	22線県北急調第7号 大湊(2)地区急傾斜地 調査(分筆登記業務委託 2)	2,012,860	長崎市五島町8番7号 社団法人長崎県公共嘱託 登記土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	当該業務は、当地区急傾斜地の事業完了に伴う分筆登記を行うものであり、その際、必要な書面等の作成を行うものである。 業務内容は、土地の測量及び図面の作成や隣接地との境界の確認等、関係人との調整や専門性が求められる。 また、(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会とは、土木部用地課において単価契約を締結しており、履行能力が確保され、かつ、迅速な対応が可能であり、業務内容に熟練したものが行うことが望ましい。 なお、(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等による不動産の調査や登記等を適切に実施することを目的に設立されたものである。 以上の理由により、契約の相手方が特定されるものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
54	県北振興局	建設部 砂防防災課	H23.9.6	23県北急自第16号 白木地区急傾斜地自然 災害防止工事(分筆登記 業務委託)	1,617,327	長崎市五島町8番7号 社団法人長崎県公共嘱託 登記土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	当該業務は、当地区急傾斜地の事業完了に伴う分筆登記を行うものであり、その際、必要な書面等の作成を行うものである。 業務内容は、土地の測量及び図面の作成や隣接地との境界の確認等、関係人との調整や専門性が求められる。 また、(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会とは、土木部用地課において単価契約を締結しており、履行能力が確保され、かつ、迅速な対応が可能であり、業務内容に熟練したものが行うことが望ましい。 なお、(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等による不動産の調査や登記等を適切に実施することを目的に設立されたものである。 以上の理由により、契約の相手方が特定されるものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
55	県北振興局	建設部 砂防防災課	H23.9.14	23県北急傾第6-1号 西浜(1)地区急傾斜崩 壊対策工事(分筆登記業 務委託)	4,873,644	長崎市五島町8番7号 社団法人長崎県公共嘱託 登記土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	当該業務は、当地区急傾斜地の事業完了に伴う分筆登記を行うものであり、その際、必要な書面等の作成を行うものである。 業務内容は、土地の測量及び図面の作成や隣接地との境界の確認等、関係人との調整や専門性が求められる。 また、(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会とは、土木部用地課において単価契約を締結しており、履行能力が確保され、かつ、迅速な対応が可能であり、業務内容に熟練したものが行うことが望ましい。 なお、(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等による不動産の調査や登記等を適切に実施することを目的に設立されたものである。 以上の理由により、契約の相手方が特定されるものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
56	県北振興局	建設部 砂防防災課	H23.9.14	23県北急傾第14-1号 長畑(1)地区急傾斜崩 壊対策工事(分筆登記業 務委託)	3,745,306	長崎市五島町8番7号 社団法人長崎県公共嘱託 登記土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	当該業務は、当地区急傾斜地の事業完了に伴う分筆登記を行うものであり、その際、必要な書面等の作成を行うものである。 業務内容は、土地の測量及び図面の作成や隣接地との境界の確認等、関係人との調整や専門性が求められる。 また、(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会とは、土木部用地課において単価契約を締結しており、履行能力が確保され、かつ、迅速な対応が可能であり、業務内容に熟練したものが行うことが望ましい。 なお、(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等による不動産の調査や登記等を適切に実施することを目的に設立されたものである。 以上の理由により、契約の相手方が特定されるものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
57	県北振興局	建設部 砂防防災課	H23.9.22	23県北急傾第9-1号 瀬戸越2丁目(2)地区急 傾斜崩壊対策工事(分筆 登記業務委託)	5,553,271	長崎市五島町8番7号 社団法人長崎県公共嘱託 登記土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	当該業務は、当地区急傾斜地の事業完了に伴う分筆登記を行うものであり、その際、必要な書面等の作成を行うものである。 業務内容は、土地の測量及び図面の作成や隣接地との境界の確認等、関係人との調整や専門性が求められる。 また、(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会とは、土木部用地課において単価契約を締結しており、履行能力が確保され、かつ、迅速な対応が可能であり、業務内容に熟練したものが行うことが望ましい。 なお、(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等による不動産の調査や登記等を適切に実施することを目的に設立されたものである。 以上の理由により、契約の相手方が特定されるものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
58	県北振興局	建設部 砂防防災課	H24.1.4	23県北通砂第4-6号 瀬戸谷川通常砂防工事 (監督補助業務委託)	3,276,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
59	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	H23.5.17	23県北港社改第12-1号 県北・大瀬戸地区港湾工 事 (監督補助業務委託 そ の1)	12,012,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
60	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	H23.5.17	23県北港改第11-1号 県北・大瀬戸地区港湾工 事 (監督補助業務委託 そ の2)	12,012,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
61	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	H23.6.24	23県北漁生第12-3号 小値賀地区水産生産基 盤整備工事(積算業務委 託)	12,547,500	長崎市元船町17番1号 社団法人水産土木建設技術 センター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は、工事に係る積算業務を委託するものである。今回、発注予定である工事については、施工箇所が漁港荷捌き所や海水取水をし、あわび、さざえの蓄養や販売等する施設に隣接し、工事による水産業への影響に特に配慮する必要があることから、漁港周辺の水域環境や水生生物の生態系に対する影響を極力小さくするための検討を行うなど、高度な水産技術が必要となる。よって、これらの技術を保有し、公正な立場から支援できる唯一の法人である、社団法人水産建設技術センター以外にないため、随意契約を行なうものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
62	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	H23.6.24	23県北漁生第12-4号 小値賀地区水産生産基 盤整備工事(監督補助業 務委託)	15,120,000	長崎市元船町17番1号 社団法人水産土木建設技術 センター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は、工事に係る監督補助業務を委託するものである。今回、発注予定である工事については、施工箇所が漁港荷捌き所や海水取水をし、あわび、さざえの蓄養や販売等する施設に隣接し、工事による水産業への影響に特に配慮する必要があることから、漁港周辺の水域環境や水生生物の生態系に対する影響を極力小さくするための検討を行うなど、高度な水産技術が必要となる。よって、これらの技術を保有し、公正な立場から支援できる唯一の法人である、社団法人水産建設技術センター以外にないため、随意契約を行なうものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
63	県北振興局	建設部 港湾漁港第二課	H23.7.6	22線県北漁港第22-25号 阿翁浦地区広域漁港整備工事(積算業務委託)	12,232,500	長崎市元船町17番1号 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は、工事の適正な履行の確認及び工物品質の確保を図るため積算業務を行うものであるが、当該漁港の港口では、養殖漁業が盛んに行われており、とりわけ養殖トラフグの一大生産地であり、今回の積算業務を行う施工箇所に隣接していることから、漁業への影響にはとりわけ配慮する必要がある。よって、本業務の遂行にあたっては、漁港周辺水域の環境改善技術、水生生物の生態系に配慮する検討などの高度な水産技術が必要とする。よって、本業務を円滑に行うことが出来るのは、漁港漁場事業に豊富な知見と技術を保有し、漁港整備事業に関する本業務の実績も県内に多数あり、公正な立場から支援を期待できる社団法人 水産土木建設技術センター以外に無いため、随意契約を行うものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
64	県北振興局	建設部 港湾漁港第二課	H23.7.6	22線県北漁港第22-26号 阿翁浦地区広域漁港整備工事(監督補助業務委託)	14,647,500	長崎市元船町17番1号 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は、工事の適正な履行の確認及び工物品質の確保を図るため工事監督業務を行うものであるが、当該漁港の港口では、養殖漁業が盛んに行われており、とりわけ養殖トラフグの一大生産地であり、今回の工事監督補助業務を行う施工箇所に隣接していることから、漁業への影響にはとりわけ配慮する必要がある。よって、本業務の遂行にあたっては、漁港周辺水域の環境改善技術、水生生物の生態系に配慮する検討などの高度な水産技術が必要とする。よって、本業務を円滑に行うことが出来るのは、漁港漁場事業に豊富な知見と技術を保有し、漁港整備事業に関する本業務の実績も県内に多数あり、公正な立場から支援を期待できる社団法人 水産土木建設技術センター以外に無いため、随意契約を行うものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
65	県北振興局	建設部 田平土木維持 管理事務所	H23.4.1	県道維持管理業務委託	4,419,000	松浦市志佐町里免365 松浦市長 友広 郁洋	当業務は、休日も含め常時県道を管理し、現場(福島、鷹島)での道路管理者としての行政的判断が必要であり、道路管理者として行政的判断ができる機関として、松浦市が唯一の相手方であるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
66	県北振興局	建設部 田平土木維持 管理事務所	H23.4.1	23田道維3号 一般国道383号 道路修繕工事(平戸大橋 主塔昇降機保守点検業務委託)	919,800	福岡市中央区天神一丁目十四番十六号(三栄ビル) 三精輸送機(株)九州営業所 所長 松竹 司朗	平戸大橋の主塔昇降機は三精輸送機(株)社製であり、機器調整には特殊な技術が必要とするため他社では保守点検ができない。三精輸送機(株)が平戸大橋主塔昇降機の製造メーカーであり、唯一の保守点検請負者であるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
67	県北振興局	建設部 田平土木維持 管理事務所	H23.4.1	宿日直業務委託	2,519,300	個人のため非開示	当土木維持管理事務所の夜間休日の宿日直については、気象警報発令・事故通報・災害発生時等の緊急事態への対応という特殊性があり、機械警備では対応できないため、個人に委託して宿日直という形態をとっている。緊急事態への対応が必要なため、契約相手の個人は十分信頼のおけるものでなければならず、契約相手先の個人は宿日直を本業としている者ではないため、当方から条件を提示して受託依頼をしている状況にある。したがって、競争原理を活かすような契約にはなじまない。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
68	県北振興局	建設部 田平土木維持 管理事務所	H23.4.1	川内港海岸休憩所管理 業務委託	1,610,000	平戸市岩の上町1508-3 平戸市長 黒田 成彦	平成18年4月3日に長崎県知事と平戸市長との間に締結された「川内港海岸環境整備事業に伴う休憩所等の管理に関する覚書」に基づいて、県と地元市町が管理に要する費用を下記の経費区分に応じ負担するとして、県負担分を委託料として支払ってきた。(港湾緑地管理に係る経費区分の考え方) 1. 電気代、水道代、清掃経費など：地元市町負担 2. 植栽の剪定・除草・施肥、トイレ及び浄化槽の点検業務に要する経費：県負担1/2、地元市町負担1/2 3. 施設本体(遊具、休憩所、運動施設、フェンス、駐車場など)の老朽化に伴う更新、災害復旧に要する経費：県負担 上記のように、県と平戸市で負担割合を定めた委託業務であり平戸市以外の者へ委託できる業務ではない。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
69	県北振興局	建設部 田平土木維持 管理事務所	H23.4.1	松浦港、調川港緑地及び 福島港緑地管理業務 委託	4,108,300	松浦市志佐町里免365 松浦市長 友広 郁洋	長崎県知事と松浦市長との間に締結された「松浦港、調川港及び福島港緑地帯の管理経費の負担に関する覚書」に基づいて、県と地元市町が管理に要する費用を下記の経費区分に応じ負担するとして、県負担分を委託料として支払ってきた。 (港湾緑地管理に係る経費区分の考え方) 1. 電気代、水道代、清掃経費など：地元市町負担 2. 植栽の剪定・除草・施肥、トイレ及び浄化槽の点検業務に要する経費：県負担1/2、地元市町負担1/2 3. 施設本体(遊具、休憩所、運動施設、フェンス、駐車場など)の老朽化に伴う更新、災害復旧に要する経費：県負担 上記のように、県と松浦市で負担割合を定めた委託業務であり松浦市以外の者へ委託できる業務ではない。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
70	県北振興局	建設部 田平土木維持 管理事務所	H23.4.1	平成23年度館浦漁港、 生月漁港、大根坂漁港 湾緑地等管理業務委託	1,824,200	平戸市岩の上町1508-3 平戸市長 黒田成彦	平成18年4月3日に長崎県知事と平戸市長との間で締結した「館浦漁港、生月漁港、大根坂漁港の漁港環境整備施設の管理に関する覚書」に基づいて、県と地元市町が管理に要する費用を下記の経費区分に応じ負担するとして、県負担分を委託料として支払ってきた。 (漁港緑地管理に係る経費区分の考え方) 1. 電気代、水道代、清掃経費など：地元市町負担 2. 植栽の剪定・除草・施肥、トイレ及び浄化槽の点検業務に要する 経費：県負担1/2、地元市町負担1/2 3. 施設本体(遊具、休憩所、運動施設、フェンス、駐車場など)の老朽化に伴う更新、災害復旧に要する経費：県負担 上記のように、県と平戸市で負担割合を定めた委託業務であり平戸市以外の者へ委託できる業務ではない。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
71	県北振興局	建設部 田平土木維持管 理事務所	H23.10.11	23単交整第504-1号 一般国道383号交通安 全施設等整備工事(平戸 大橋主塔エレベーター耐 震対策)	3,969,000	福岡市中央区天神一丁目十 四番十六号(三栄ビル) 三精輸送機(株)九州営業所 所長 松竹 司朗	本工事は耐震対策の安全基準の変更に伴い改修 工事を行うものである。当該橋梁は平戸・大瀬戸地 区と本土を結ぶ唯一の交通手段であり、橋梁を良好 な状態で管理することは通勤、通学はもとより地域 の経済活動・雇用の維持にも大きく寄与している。平 戸大橋主塔エレベーターは平戸大橋専用に設計・製 造された機器であり橋梁点検、補修工事等に利用し ており、エレベーターを良好な状態で管理することが 平戸大橋の適正な管理に直結している。エレベエ ーターは主塔内を約70m上昇・下降する特殊な構造 で、新たに耐震設備を新しく組み込むことにより、既 存設備との機器調整も必要となる。機器調整には特 殊な技術を要し既設エレベーターの設計、製作を 行った三精輸送機株式会社しか対応できない。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号 長崎県財務規則第 106条第2項
72	県北振興局	建設部 大瀬戸土木維持 管理事務所	H23.4.1	宿日直業務委託	2,519,300	個人のため非開示	当土木維持管理事務所の夜間休日の宿日直につい ては、気象警報発令・事故通報・災害発生時等の緊 急事態への対応という特殊性があり、機械警備では 対応できないため、個人に委託して宿日直という形 態をとっている。緊急事態への対応が必要なため、 契約相手の個人は十分信頼のおけるものでなければ ならず、契約相手先の個人は宿日直を本業として いる者ではないため、当方から条件を提示して受託 依頼をしている状況にある。したがって、競争原理を 活かすような契約にはなじまない。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
73	県北振興局	建設部 大瀬戸土木維持 管理事務所	H23.6.7	23大道維1-3号 主要地方道大島太田和 線大島大橋 エレベーター保守点検業 務委託	3,045,000	東京都港区赤坂5-2-39 ガデリウス(株) 代表取締役 ヨスタ・ティレ フォーシュ	大島大橋のエレベーターは大島大橋専用に設計・製 造された機器であり、橋梁点検、航路標識設備点 検、その他補修工事等に利用しており、エレベエ ーターを良好な状態で管理することが大島大橋の適正 管理に直結している。しかしながらエレベーターは斜 めに立つ主塔内を約100m上昇・降下するスウェ ーデン製の特殊な構造であり、国内代理店である当業 者が機器調整に必要な特殊な知識・技術を有する 唯一の相手方であるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
74	県北振興局	建設部 大瀬戸土木維持 管理事務所	H23.6.1	23大道維1-4号 主要地方道大島太田和 線 大島大橋検査車保守点 検業務委託	1,785,000	福岡市博多区博多駅東2-6 -2 (株)住軽日軽エンジニアリング 九州支店 支店長 後藤良平	大島大橋の検査車は大島大橋専用に設計・製造さ れた機器であり、橋梁点検、航路標識設備点検、そ の他補修工事等に利用しており、検査車を良好な状 態で管理することが大島大橋の適正管理に直結し ている。しかしながら検査車は桁下2本のレールを 全幅19.5mの吊車両が走行する特殊な構造であ り、製造メーカーである当業者が機器調整に必要な 特殊な知識・技術を有する唯一の相手方であるた め。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

H24.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
75	県北振興局	建設部 大瀬戸土木維持 管理事務所	H23.7.20	平成23年度国道道路 緑地(大瀬戸地区)維持 管理委託	1,767,465	西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷 920-12 社団法人西海市シルバー人 材センター 理事長 濱田博之	当業務は、常に良好な道路景観を維持することが目的のため地域に密着し、地域に精通した者に依頼する必要がある。また、社団法人西海市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体で、臨時的かつ短期的な就業等を通じて、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する公益団体であり、県労働部雇用労政課長名で「シルバー人材センター活用について(お願い)」も通知されている。なお、高齢者等の雇用の安定に関する法律に規定する団体は管内に一者しか存在しない。よって、社団法人西海市シルバー人材センターと随意契約を行う。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
76	県北振興局	建設部 大瀬戸土木維持 管理事務所	H24.1.26	寺島臨港道路表題登記 業務委託	1,849,843	長崎市五島町8番7号 社団法人長崎県公共嘱託 登記土地家屋調査士協会 理事長 柴田 盛義	公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された県内唯一の社団法人である。契約の相手方としては、公嘱協会1者であるが、委託業務は地域や業務内容により最も適正と認められる者を公嘱協会が社員の中から選任し、あたらせることとなっているため、業務の確実な履行が確認できる。委託料は、中央用地対策連絡協議会が定めた基準(案)を基に、「嘱託登記事務委託取扱要領」第10条第1項による基本協定書で、業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法で、実際、現地に入り、確認しなければポイント等の正確な把握が困難な業務のため、業務の結果により必要なものを積み上げ支払うこの方法は、利に適っている。また、単価は実勢価格の8割程度に設定されており、競争入札と比較しても不経済とは言えない。以上により、相手方が1者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しないため、引き続き1者随契を行う。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号